

国民年金は、公的年金の土台となる部分で、全国民に共通する「基礎年金」を支給する制度です。国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。老後の生活のためにも、また不慮の事故に備えるためにも、国民年金に加入し保険料を納めていくことは非常に大切なことです。

問合せは年金グループ国民年金チーム(市役所本庁舎1階 ☎ 0798・35・3124)へ。

こんなときは、忘れずに届け出を

就職や結婚など生活に変化があったときは、国民年金の届け出を忘れずに行いましょう。手続きに必要なものは各届け出先に問合せを。

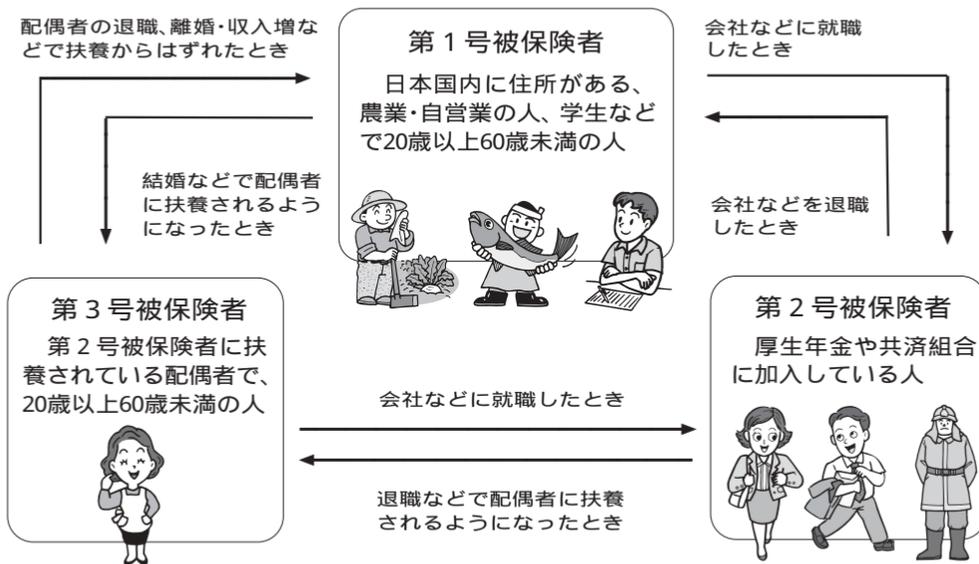


Table with 3 columns: 届け出が必要なとき (When to report), 被保険者の種別 (Insurance category), 届け出・問合せ先 (Where to report/contact).

各種手当や給付金

年金グループは、児童手当や母子世帯等への児童扶養手当、障害のある児童を養育する人への特別児童扶養手当などに関する事務を行っています。また、制度的な理由で年金が受けられない外国籍等の人に給付金を支給しています。受給については、年金グループ給付チーム(0798・35・3190)へご相談ください。

Information boxes for 児童手当 (Child Allowance), 児童扶養手当 (Child Support Allowance), and 特別児童扶養手当 (Special Child Support Allowance).

手当額が平成18年4月分から改定されました

Table showing updated allowance amounts for 児童扶養手当 (Child Support Allowance) by category and number of children.

児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3000円を加算

Table showing updated allowance amounts for 特別児童扶養手当 (Special Child Support Allowance) by severity of disability.



大切な将来のために

国民年金

保険料の納付

前納、口座振替がお得です

国民年金保険料は、前納すると割引があります。平成18年度保険料(月額1万3860円)で、6カ月分の保険料を前納した場合、現金払いでは680円、口座振替なら940円の割引になります。現在、申込を受け付けている口座振替による前納には、「平成18年度下期分からの6カ月前納」と「平成19年度分からの1年前納」があります。

納付が困難なときは...

○7月から納付(免除)制度が4段階に

申請による保険料の一般免除は、これまで全額免除または半額納付(免除)でしたが、個人の経済事情に応じて、できるだけ保険料を納付しやすくするため、7月から「4分の1納付(4分の3免除)」と「4分の3納付(4分の1免除)」が加わりました。

～市が取り扱う事務～

国民年金に関するほとんどの事務は、国の機関である社会保険事務所が取り扱っていますが、事務の一部は市役所が取り扱っています。各手続きに必要な書類などは、市役所年金グループにご確認ください。

- List of services handled by the city: 国民年金第1号被保険者の加入届および転入届, 任意加入の手続き, 老齢基礎年金の請求, etc.

年金に関する相談・問合せは

西宮社会保険事務所

社会保険事務所は、国民年金保険料の納付書発行・口座振替・前納などに関すること、年金手帳の発行、すでに年金を受けている人に関すること、厚生年金に関する総合的な相談窓口です。社会保険庁のホームページ(http://www.ssi.go.jp)でも、年金制度について紹介しています。

ねんきんダイヤル「ご利用ください」社会保険庁は、電話相談サービス「ねんきんダイヤル」を午前8時半から午後5時15分まで土・日・祝日を除く実施しています。